

飯塚市国際交流員（飯塚市会計年度任用職員）募集要項

1. 採用人数 1名
2. 任用日 2024年8月1日（木曜日）（予定）
3. 任用期間 採用日より2025年3月31日（条件により雇用期間の延長有り）
4. 応募条件等
 - (1) 学歴 不問
 - (2) 雇用形態 飯塚市会計年度任用職員（国際交流員）
 - (3) 語学力 日本語及びベトナム語での意思疎通ができる方
※ベトナム語を母語とする方は、日本語能力試験N3以上
※日本語を母語とする方は、実用ベトナム語技能検定試験（ViLT）3級以上程度
 - (4) その他必要な業務経験能力等
 - ・パソコン、基本ソフト（Word、Excel等）を用いて事務作業に必要な基本操作ができる方
 - ・外国人の場合は、就労可能な在留資格を持っている方、または就労可能な在留資格への変更が可能な方（留学生など）
5. 業務内容
 - ・飯塚市内に在住するベトナム人に対する生活相談対応
 - ・地域企業に雇用されているベトナム人に対する相談対応や日本文化講座
 - ・日本人住民に対するベトナム文化講座の企画・実施など地域との多文化共生施策に取り組む活動
 - ・ベトナム現地の送り出し機関や経済情勢などの情報収集
 - ・地元産品・地元企業の海外展開等の取組を推進する業務
 - ・その他所属長が必要と認める業務
6. 勤務場所 飯塚市役所本庁舎（福岡県飯塚市5番5号）
7. 勤務条件 別紙のとおり
8. 募集
 - (1) 募集期限 2024年5月31日（金曜日）まで
 - (2) 必要書類 履歴書（写真添付）、外国人の場合は在留カード（写）、学生の場合は学生証（写）、その他資格を取得している場合は資格証明書（写）
 - (3) 提出先 飯塚市役所国際政策課国際経済推進係まで、必要書類をメールまたは郵送（提出書類は特に申し出がない場合は返却いたしません。）
9. 選考
 - (1) 日時 決定次第、別途連絡
 - (2) 場所 飯塚市役所
 - (3) 方法 面接及び書類審査
 - (4) その他 面接時間等の詳細については、決定次第、電話又はメールにて通知
10. 採否決定
 - (1) 決定日 面接後随時
 - (2) 通知 採用者および不採用者にはメール若しくは電話で通知
11. 問合せ先 飯塚市国際政策課 国際経済推進係 担当 岡松（おかまつ）
TEL 0948（22）5521
Email kokusai@city.iizuka.lg.jp

別紙 勤務条件

- 1 勤務時間等 月17日勤務 平日：8時30分～17時15分
- 2 休憩時間 12時00分～13時00分
- 3 休日
 - ・土曜日及び日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 4 所定外労働等
 - ①所定外（休日を含む）の勤務については通常はないが、業務繁忙等の理由により月に2日の範囲で勤務をする場合がある。
 - ②災害規模に応じ、災害対応業務を行う場合がある。
- 5 健康保険等 共済組合保険、厚生年金、雇用保険
- 6 年次有給休暇 有（飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）
- 7 その他の有給休暇 有（飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）
- 8 報酬支払 毎月22日（22日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は繰り上げる）
- 9 任用期間
 - ・最長1年間（ただし、更新により複数年となる場合あり）
 - ・新規採用者は1ヶ月の条件付任用期間あり（この間の勤務実績が良好な評定を得た場合に限り、以降の任用を行うものとする。）
- 10 期間満了前の退職 任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職予定日の2週間前に所属長を経て、任命権者に退職願を提出しなければならない。
- 11 解任
 - 次の各号の一に該当する場合、任用期間途中で解任することがある。
 - （1）勤務成績がよくない場合
 - （2）心身の故障のため、業務遂行に支障があり、または、これに堪えない場合
 - （3）その他、その業務に必要な適格性を欠く場合
- 12 基本報酬 月給166,400円（17日分・R6.4.1現在）
- 13 その他 ※飯塚市会計年度任用職員共通事項
 - （1）報酬支払時に控除する費目
 - 所得税、住民税、共済短期、厚生年金保険料、雇用保険料
 - （2）昇給あり（要件を満たす場合）
 - （3）期末勤勉手当 支給基準を満たしている場合、年間で基本報酬の3.475月（夏：1.7375、冬：1.7375・R6.4.1現在）
 - （4）退職手当 なし
 - （5）費用弁償 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等による
 - （6）時間外勤務手当 上記4①による勤務の手当は100/100で計算して支給する
 - （7）その他 65歳に到達する年度以降は、勤務形態が変わり、給与等の勤務条件が変わります。（1級職）